

6～8月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

# 99,973円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 印刷代(用紙代・インク代)      | 23,160円 |
| 交通費(駐車場、燃料代)       | 14,528円 |
| 通信費(折込代、携帯電話代)     | 62,285円 |
| 支出計 25/6/1～25/8/31 | 99,973円 |

市議会議員には、月65,000円の政務活動費が支給

## 市政を考える 月刊武松

発行日  
25/9/1

たけまつ ただし  
頒布責任者：武松 忠(市議会議員)

### 第229号

19400部発行

## 商工会議所移転に係る支援について

### 旧商工会館は会議所が解体、市は移転に対し9685万円を支援

既に市議会だよりで公開されていますが、小田原箱根商工会議所旧商工会館の小田原市への譲渡は、市が断りました。しかし、移転に関する支援については、市と会議所の協議がまとまり、支援額が予算化され、議決されました。

#### ■事業概要

小田原箱根商工会議所については、2021年2月に新会館（本町）に移転し、2024年9月から移転に係る支援について協議を進めてきた。この度、支援内容について合意したことから、移転に要した経費の一部を支援する。

#### ■支援額

9685万円

#### ■算出方法

(1) 新会館移転に係る経費

5億9381万円

(土地建物取得費、改修費、設備費、備品費、設計費、手数料、公租公課等)

(2) (1)のうち、対象とする経費

5億6173万円

(土地建物取得費、改修費、設備費、備品費)

(3) (2)のうち、対象とする割合 55.53%

(新会館で商工会議所が使用している面積割合)

(4) 補助率 1/3

(5) その他 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(712万円)を除く。

5億6173万円×0.5553÷3＝712万円  
＝9685万円

#### ■これまでの経緯

2021年2月 新会館へ移転

2022年8月 商工会議所が寄贈の要望書を市へ提出

2024年8月 市が商工会議所へ要望書に対して回答

2024年9月～2025年5月

市と商工会議所で商工会議所移転に係る支援のあり方を協議

#### ■支援の在り方の協議

市と会議所の移転支援の協議は、非常に厳しいものでした。6月の常任委員会の質疑では、担当者が涙を浮かべながら答弁していました。特に市の会館譲渡の返事が遅れている間に解体工事費が高騰し、それに対する支援要望がありましたが、本来の契約通り、**会議所が旧会館を解体すること**となりました。したがって市が工事費高騰分を支援しないことになりました。また、移転に対する補助率については、他市の例を参考に1/3としました。

担当者の労苦に敬意を表します。

#### ■速やかに旧商工会館解体工事始まる

商工会議所は、市との協議終了後速やかに、解体工事に着手し、6月より準備工事⇒直接仮設⇒内装工事⇒アスベスト工事(8月中)が始まりました。9月以降、躯体解体⇒地下ピット撤去⇒埋め戻し⇒外構撤去⇒整地の順に進み、工事期間は今年度中の予定です。

#### ■アスベスト漏洩

既に報道されていますが、8月4日に、アスベスト対策を施したアスベスト撤去工事現場の外側でアスベスト濃度の基準値を1測定箇所が超過しました。工事業者は、速やかに工事を中止し、県環境保全課の指導のもと再発防止策に取り組んでいます。

8月12日に実施した「外部への漏洩対策養生の再検査」にて指摘が無かったこと、並びに、8月19日に実施した環境濃度測定において基準値以下の測定結果となりましたことを踏まえて、8月22日より工事を再開しました。

#### ■アスベスト濃度基準

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設では、敷地境界で1リットルあたり10本(10f/ℓ)以下、労働安全衛生法では、アスベストを取り扱う屋内作業場などで0.15本/cm³(150f/ℓ)以下と定められています。今回は敷地境界1箇所ですべて14本検知されました。

# 新病院 借漏れ37億円について

## 病院事業の企業債事務への対応について

### ■事案の概要

- 新病院建設基本計画では、事業費を病院事業会計の自己資金と企業債で賄う計画。
- 企業債の借入は年度毎に行われ、年度末に最終的な借入額を確定するが、2024年度は前払金約37億円を除いて確定してしまった。
- そのため、前払金約37億円分は企業債で賄えず、自己資金で対応し、市議会の議決が必要となった。
- 企業債を借り入れなかったことで、市及び病院事業会計の負担が2億円以上減少した。

### ■本事業の要因

**情報伝達や意思疎通の不足：**病院管理局の職員間での情報共有が不十分だった。

**組織的なチェックの不足：**企業債借入に関する決裁の各段階でのチェックが不十分だった。

### ■再発防止等

**局内カンファレンスの実施：**毎年度の予算書作成時に企業債に関する認識を共有する。

**財務会計システムの活用：**企業債の借入予定額を事前に入力し、随時更新する。

**読み合わせの実施：**前払金の支出手続や企業債の借入金額の同意に係る手続などで、担当者と管理職員が読み合わせを行う。

**組織的なチェックの強化：**企業債借入に係る起案の際に、借入金額算定の考え方を明記し、各フェーズで内容を再確認する。

**資本的収支不足額の再確認：**企業債の借入前に、借入後の資本的収支不足額を再確認する。

**出来高計算システムの活用：**出来高計算システムを用いて、前払金及び残額との確認を行う。

**第三者チェックの実施：**病院運営審議会に資金計画を報告し、第三者チェックを行う。

### ■収支計画

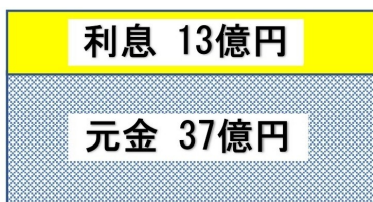
2024年3月に策定した「小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）」の収支シミュレーションを精査し、再度更新した。

### ■病院事業会計で37億円を借りていた場合の想定

- 借入期間29年、据置5年
- 元金均等半年賦償還、金利2%
- 総務省の繰出基準に基づき算定



企業債を37億円  
借りる



利息は13億円となり最終的な償還額は50億円になる

計 50 億円



計 50 億円

一般会計が病院事業会計に総額25億円を繰り出した場合

↓  
総額11億円が交付税の基準財政需

要額に算入される

しかし、実際に交付税としていくら交付されるかは、その時の状況により異なる

仮に、この算入額が全額交付された場合は、国が示す「病院事業の地方財政措置」に基づき計算すると25億円×50%×基準単価換算（59/67）＝11億円（最大値）となる



市全体の**実質負担額は39億円**となる  
（病院事業会計が37億円を自己資金で負担する場合に比べて**2億円の増**となる）

## ■お知らせ■

市政報告会 9月27日（土）18:00～19:50  
UMECO会議室8 デーマ：最近のできごと  
どなたでも参加できます。 参加費100円



公式HP  
月刊武松パナパナー他



X (twitter)  
防災・感染症情報



facebook  
日々の情報など



ごみ処理広域化  
実施計画



新しい学校づくり  
施設整備指針